

## 周知事項 221025

一社)湖北薬剤師会

### 【プロトコル運用委員会にて指摘のあった事項】

#### ➤ 市立湖北病院より

- ・調剤薬局にて、ジェネリック医薬品の流通困難による備蓄切れから処方箋応需を断られた患者さんは薬をもらうことなく、翌日病院へ薬がもらえなかった旨の連絡をされた  
⇒八方手配しても準備できない場合は、処方変更を含め病院へ一報入れて欲しい

#### ➤ 市立長浜病院より

- ・プロトコル⑬の適用の自己解釈的な利用が見られた  
Ex.インスリン食前注射→食後に注射している、タケキャブ食後処方を食前に服用している等患者さんが自己解釈で時点を変更していることをプロトコルで連絡してこられた  
⇒適切な時点で服用するよう指導が必要、場合により疑義照会が必要

#### ➤ 長浜赤十字病院より

- ・貼付剤枚数上限(70枚⇒63枚)はプロトコル対応でき、疑義照会の手間が減った
- ・プロトコル対応 2019年100枚/月以下、2020年は200枚/月超えてきている
- ・日数調整により残薬の適正使用が出来ている

#### ➤ 一社)湖北薬剤師会より

- ・新任管理薬剤師に対するプロトコルのWeb研修会  
⇒今後は**基本的に無し**とする。ただし、新規薬局の場合は研修会ビデオ視聴が必要。  
⇒自己解釈による運用を無くすため半年に1回位は、例会等で定期的にレクチャーを実施  
<異動の場合> 前任よりプロトコル運用に関して適切に引継ぎ、薬剤師会への変更届にチェック欄を追加

### 【その他】 病院発 → 一社)湖北薬剤師会で協議した結果

#### ・病院より「訪問指示」を受ける際の対応方法

①Dr発の場合 → 処方せん備考欄に「訪問指導」と記載

②薬局発の場合(ケアマネ・家族からの依頼含む) → **地域連携室へ連絡**しDrと調整の上  
訪問指示/患者さん経由でDr宛、訪問指示依頼文書を渡す(方法は備考欄記載で可)

#### ・残薬調整や疑義照会で処方せん自体が削除となった場合の対応方法

⇒通常の疑義照会時同様、**薬剤部へFAXにて報告**

⇒処方せん原本は医事課宛返送する/薬局で破棄する **【病院側の回答確認待ち】**

以上